

○ニセコ町観光審議会の運営に関する規則

昭和39年3月24日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、ニセコ町観光審議会設置条例（昭和38年ニセコ町条例第21号）第5条の規定に基づき、ニセコ町観光審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 審議会の会議は、町長が招集する。

(会長及び副会長に事故があるときの代理)

第3条 会長及び副会長共に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(表決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の事務局)

第5条 審議会の事務局は、商工観光課内に置く。

(会長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年4月23日規則第3号)

この規則は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月6日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年1月1日から適用する。

附 則(平成5年7月30日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月28日規則第8号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日規則第33号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。